

特集：ストレスチェックと企業の対応 Q&A…………… 2

## 企業に毎年1回以上の実施を義務づけ

12月1日に運用が開始されるストレスチェック制度。ストレスチェックの結果を受け労働者から申し出があった場合、事業者は遅滞なく医師による面接指導を実施することとされている。社会保険労務士の北岡大介氏に、ストレスチェックへの企業の対応について解説いただく。

<b>新連載</b>	◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [1] ……………36 「多様な働き方」の実態（前編） 株式会社プライムコンサルタント 田中博志
<b>トピックス</b>	◆労働基準局長と大学生の座談会を開催 ……………43 シフト、労働条件の違い等のトラブルに遭遇
<b>好評連載</b>	◆人手不足時代に備える！助成金・給付金の活用術 [4] ……………44 在職者の育成や処遇改善を図るための助成金・給付金 社会保険労務士 熊井憲章
	◆“うつ”からの職場復帰支援ナビ [4] ……………50 休職期間（後半）の支援 医師・労働衛生コンサルタント さくらざわ博文
	◆職場トラブル解決のヒント！ [14] ……………56 解雇は難しくても退職勧奨ならできる？ 弁護士 向井蘭
	◆全国ハローワーク探訪 [615] ……………60 頼れるパートナーとしてのハローワーク 奈良・大和高田公共職業安定所 木田浩平

<b>ニュース</b>	「高度プロフェッショナル制度」の創設求める（「骨太の方針2015」と『日本再興戦略』改訂2015）が閣議決定）／精神障害関係の請求件数は過去最多（過労死等と精神障害等の労災補償状況）／紛争解決状況確認ツールが公開（属性入力で解決金額などが確認可能）／求める情報は過去3年間の離職者数（ネットを使った就職活動に関する調査）／「かたく」による初の書類送検（ABCマートが違法な時間外労働）／今月の資料室…………… 22 < Labor Radar vol.51 > …………… 26
<b>労務相談室</b>	扶養家族の番号確認など／どのような方法で行うのか…………… 58
<b>編集後記</b>	…………… 64